

第51回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前9時）

場所

大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 4階 401号会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照下さい。）

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件



日本パレットプール株式会社

NEW CHALLENGES WITH CLIENTS

証券コード：4690

証券コード 4690

2023年6月2日

(電子提供措置の開始日2023年5月31日)

株 主 各 位

大阪市北区芝田2丁目8番11号

日本パレットプール株式会社

代表取締役社長 植 松 満

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第51回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.npp-web.co.jp/company/investors/general-meeting.html>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討下さいますして、2023年6月22日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1.日 時	2023年6月23日(金曜日) 午前10時(受付開始は午前9時)
2.場 所	大阪市中央区本町橋2番8号 大阪商工会議所 4階 401号会議室 (末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照下さい。)
3.目的事項	報告事項 第51期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告及び 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症が収束していませんので、株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめの上、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、マスク着用、検温、消毒等の感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

株主総会への出席

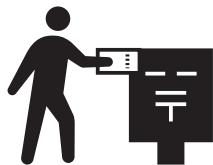


当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。
なお、この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承下さい。

株主総会開催日時 2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送下さい。

行使期限 2023年6月22日（木曜日）午後5時15分到着分まで

インターネットによる議決権行使



インターネットにより議決権を行使される場合には、4ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力して下さい。

行使期限 2023年6月22日（木曜日）午後5時15分入力完了分まで

※議決権行使書面と電磁的方法（インターネット）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。

※議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
なお、書面又は電磁的方法（インターネット）により株主総会前日までに議決権を行使された株主が株主総会当日ご出席された場合には、前日までの議決権行使ではなく株主総会当日になされた議決権行使を有効なものとして取り扱います。

※書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

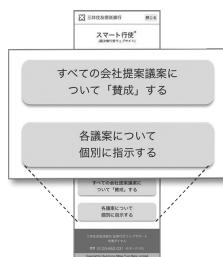
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを
読取して下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが
パソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載
の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、
再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、パソコン向けサイト
へ遷移できます。

※通信料金などが必要となる場合があります、これらの料金は株主さまのご負担となりますので、あらかじめご了承下さい。

議決権行使に関するパソコン等の
操作方法がご不明な場合

▶ 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎0120-652-031 (受付時間 午前9時から午後9時まで)

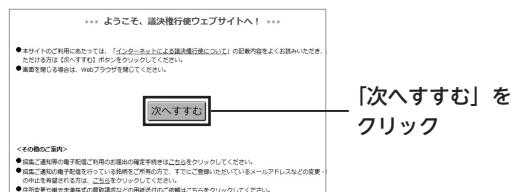
その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。
- イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)
三井住友信託銀行証券代行部
☎0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

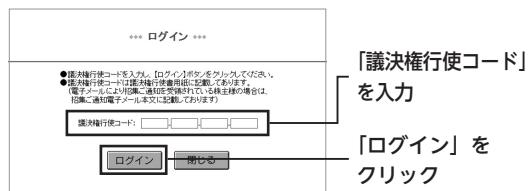
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

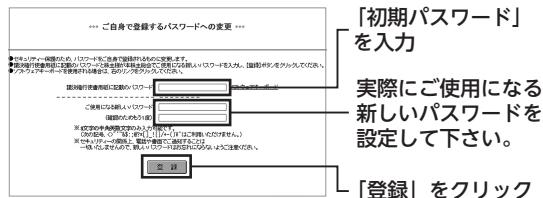
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスして下さい。



- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力下さい。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を
ご入力下さい。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりと致したいと存じます。

期末配当に関する事項

第51期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案致しまして、以下のとおりと致したいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭と致します。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金40円と致したいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、67,315,800円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月26日と致したいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

はま しま かず とし

浜島和利（1962年6月28日生）

新任

■ 所有する当社株式の数

0百株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1986年4月 日本通運株式会社 入社
2011年6月 同社 総務・労働部専任部長
2014年2月 同社 東京支店部長
2015年5月 同社 京都支店長
2018年5月 同社 執行役員
2021年4月 同社 常務執行役員 北海道・東北ブロック地域総括兼仙台支店長
2023年1月 同社 社長付
2023年6月 当社 顧問（現任）

取締役候補者とした理由

日本通運株式会社入社後、要職を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当該経験と見識をもとにした提言や意見表明が、当社の企業価値向上に資することを期待し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

ど い こう じ
土井広治

(1961年5月6日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

17百株

■ 取締役会出席率

100% (12回/12回)

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1984年4月 株式会社第一勧業銀行 入行
2006年7月 株式会社みずほ銀行 小田原支店長
2008年4月 同行 堂島支店長
2011年4月 日本貨物鉄道株式会社 関東支社副支社長
2012年6月 同社 新潟支店長
2014年6月 同社 鉄道ロジスティクス本部営業統括部環境事業部担当部長
2016年6月 同社 関西支社副支社長
2017年6月 同社 東北支社長
2019年6月 同社 執行役員関西支社長
2021年6月 当社 代表取締役副社長 DX推進本部長 (業務部・フクLOW推進部・IT推進部担当)
2022年6月 当社 代表取締役副社長 DX推進本部長 (業務部・IT推進部担当) (現任)

取締役候補者とした理由

株式会社第一勧業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行後、同行及び日本貨物鉄道株式会社において要職を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社入社以来、代表取締役として、DX経営やESG経営を推進していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

やま にし
山西

たかし
孝

(1960年6月10日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

16百株

■ 取締役会出席率

100% (12回/12回)

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1983年4月 日本通運株式会社 入社
2008年11月 日通大阪物流株式会社 代表取締役社長
2010年6月 パナソニック電工物流株式会社 総務部部长
2013年2月 日本通運株式会社 大阪支店調査役
2017年1月 同社 大阪支店部長
2019年5月 当社 総務部長兼経営企画部長
2019年6月 当社 取締役 総務部長兼経営企画部長 (管理部門総括)
2019年8月 当社 取締役 総務部長 (管理部門総括)
2021年6月 当社 取締役 経営推進本部長 (総務部・財務部担当) 兼経営企画部長 (現任)

取締役候補者とした理由

日本通運株式会社入社後、要職を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社入社以来、総務部長や経営推進本部長を務めるなど、総務・財務・経営企画に関する幅広い知見を有しております。当該知見をもとにした提言や意見表明が、当社の企業価値向上に資することを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

よしだ よしのり

吉田昌功 (1952年3月27日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

16百株

■ 取締役会出席率

100% (12回/12回)

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1975年4月 近畿日本鉄道株式会社 入社
2006年6月 同社 執行役員
2009年6月 同社 常務取締役
2011年5月 株式会社近鉄百貨店 取締役
2011年6月 近畿日本鉄道株式会社 常務取締役 退任
2011年7月 株式会社近鉄百貨店 取締役副社長執行役員
2013年6月 近畿日本鉄道株式会社 取締役副社長
2015年4月 近鉄グループホールディングス株式会社 (「近畿日本鉄道株式会社」から商号変更)
取締役社長
2017年6月 当社 社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

近鉄不動産株式会社 代表取締役会長
近鉄グループホールディングス株式会社 顧問
テレビ大阪株式会社 取締役
大阪商工会議所 副会頭

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

近鉄グループホールディングス株式会社において取締役社長を経験し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。引き続き同氏の社外取締役としての提言や意見表明により、当社の企業価値・コーポレートガバナンスの向上が期待できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

なが た こう いち

永田浩一

(1957年4月13日生)

再任

■ 所有する当社株式の数
0百株

■ 取締役会出席率
100% (12回/12回)

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1982年4月 新日本製鐵株式会社 入社
1993年4月 同社 棒線販売部棒鋼室掛長
1995年6月 日本貨物鉄道株式会社 人事部人事課副長
2005年6月 同社 人事部長
2008年6月 同社 東北支社副支社長
2009年6月 同社 事業開発本部グループ戦略部長
2012年6月 同社 執行役員事業開発本部グループ戦略部長
2013年6月 同社 執行役員東北支社長
2015年6月 同社 取締役兼執行役員関西支社長
2016年6月 当社 社外取締役
2017年6月 日本貨物鉄道株式会社 取締役兼執行役員経営統括本部長
2018年6月 同社 取締役兼常務執行役員経営統括本部長
2020年6月 当社 社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

全国通運株式会社 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

日本貨物鉄道株式会社入社後、要職を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。引き続き同氏の社外取締役としての提言や意見表明により、当社の企業価値・コーポレートガバナンスの向上が期待できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

わ け そ う い ち ろ う

和氣総一郎 (1964年8月30日生)

新任

■ 所有する当社株式の数
0百株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1990年4月 日本貨物鉄道株式会社 入社
2011年6月 同社 総合企画本部投資計画室副室長
2012年6月 同社 総合企画本部経営企画部副部長
2013年6月 同社 関西支社副支社長
2016年6月 同社 鉄道ロジスティクス本部営業統括部営業部長
2019年6月 同社 出向・日本フレートライナー株式会社代表取締役社長
2021年6月 同社 執行役員鉄道ロジスティクス本部営業部長
2022年6月 同社 執行役員鉄道ロジスティクス本部副本部長、営業部長（コンテナ部、海外事業部、総合物流部担当）（現任）

（重要な兼職の状況）

日本貨物鉄道株式会社 執行役員鉄道ロジスティクス本部副本部長、営業部長（コンテナ部、海外事業部、総合物流部担当）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

日本貨物鉄道株式会社入社後、要職を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏の社外取締役としての提言や意見表明により、当社の企業価値・コーポレートガバナンスの向上が期待できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田昌功氏、永田浩一氏及び和氣総一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 吉田昌功氏及び永田浩一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
4. 吉田昌功氏及び永田浩一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、それぞれ6年及び3年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、吉田昌功氏及び永田浩一氏との間で、定款に基づき、賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額としており、本定時株主総会において、吉田昌功氏、永田浩一氏及び和氣総一郎氏の選任が承認可決された場合、本契約を締結する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、2023年7月に同契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が負担することになる、第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【ご参考】本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）のスキル・マトリックス

当社は、当社取締役会がその役割・責務を適切に果たすために、当社の経営理念、ビジョン及び経営計画等に照らして、各取締役に対して、以下の分野における知識・経験を活かした能力（＝スキル）の発揮を特に期待しており、取締役会全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。

当社が特にスキルの発揮を期待している分野

- 当社の経営理念をベースとした経営戦略・経営管理・事業戦略等の「企業経営」
- 当社の経営活動・事業活動に係る意思決定のベースとなる「財務、会計、資本戦略」及び「法務、コンプライアンス」
- 当社を持続的に発展させていくための「営業、マーケティング」
- 当社の競争力を強化する上で重要な経営基盤の一つとなる「DX、IT」
- ステークホルダーの利益を最大化し、持続的な利益成長と長期的な企業価値向上を図る上で、当社の企業活動の根幹にある「コーポレートガバナンス」

また、監査役においても、取締役の職務執行を監査する監査役の役割・責務に照らして、「財務、会計、資本戦略」、「法務、コンプライアンス」、「コーポレートガバナンス」におけるスキルの発揮を特に期待しており、監査役会全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。

氏名	地位	企業経営	財務、 会計、 資本政策	法務、 コンプライアンス	営業、 マーケティング	DX、 IT	コーポレートガバナンス
浜島和利	代表取締役社長 社長執行役員	●		●	●	●	●
土井広治	代表取締役副社長 副社長執行役員	●	●	●		●	●
山西 孝	取締役 常務執行役員		●	●			●
吉田昌功	社外取締役	●	●	●			●
永田浩一	社外取締役	●	●	●			●
和氣総一郎	社外取締役	●	●		●		●
吉田 豊	常勤監査役 社外監査役	●		●			●
澁澤 洋	社外監査役		●	●			●
増田義明	社外監査役		●	●			●

以上

第51期 事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症による社会活動の制限が緩和され、正常化に向けて動き始めましたが、一方で、ウクライナ情勢等を受けた資源価格の高騰や急速に進んだ円安の影響等により、先行き不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中で、物流の2024年問題への対応に向けて、従来のバラ積み・バラ降ろしから「パレット化」で荷役時間を削減しようとする動きが荷主企業において高まりつつあることを背景に、パレットのレンタル需要が年間を通じて好調であったことから、当事業年度のレンタル売上高合計は前期比3億54百万円(5.4%)増の68億95百万円となりました。販売売上は前年度実績を下回りましたが、当事業年度の売上高総額は前期比2億99百万円(4.2%)増の73億94百万円となりました。

費用面につきましては、パレット等のレンタル稼働率の向上とともに、現有貸与資産の有効活用や運用面での効率化を徹底したことにより、保管料、修理費及び運送費が減少しました。これに当事業年度から実施した木製パレットの耐用年数の変更による影響も加わり、営業費用は前期比2億24百万円(3.4%)減の64億10百万円となりました。

この結果、営業利益は9億84百万円(前期比114.0%増)、経常利益は11億17百万円(前期比72.4%増)となりました。当期純利益につきましては、過年度に減損損失を計上した資産の譲渡に伴う税金費用の減少があったため、8億33百万円(前期比205.4%増)となりました。

売上高明細書

単位：千円・%

種 類 別		前 事 業 年 度		当 事 業 年 度		対 前 年 比		
		金額	構成比	金額	構成比	金額	比率	
賃貸	レンタル	パレット	5,934,356	83.6	6,184,094	83.6	249,738	4.2
		その他物流機器	606,326	8.5	710,951	9.6	104,625	17.3
	計	6,540,682	92.2	6,895,046	93.2	354,364	5.4	
販売	割 賦	14,109	0.2	630	0.0	△13,479	△95.5	
	商 品	231,706	3.3	173,343	2.4	△58,362	△25.2	
	再製品	129,201	1.8	125,452	1.7	△3,749	△2.9	
	計	375,017	5.3	299,426	4.1	△75,591	△20.2	
利用運送収入		154,157	2.2	173,036	2.3	18,879	12.2	
付帯事業収入		24,741	0.3	26,694	0.4	1,952	7.9	
合 計		7,094,599	100.0	7,394,204	100.0	299,605	4.2	

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当期においては、現有資産の有効活用を優先する一方、主に11型・14型の木製パレット、プラスチック製パレットを計画的に投入致しました。投資総額は39億5百万円であり、これらに要した資金は自己資金及び借入金により賄いました。

(3) 対処すべき課題

当社は、2022年5月に創立50周年という節目の年を迎え、10年後のありたい姿として長期ビジョンを描くとともに、新経営計画を2022年4月よりスタートさせました。

お客様の物流効率化への要請やドライバー不足（2024年問題）などの課題にお応えすべく、ソリューションビジネスを展開するとともに、環境経営をはじめとするE S G経営にも積極的に取り組み、お客様や社会に貢献できる企業を目指してまいります。

「経営3カ年計画2024」

” NEW CHALLENGES WITH CLIENTS ” ～新たな挑戦 お客様とともに～

【重点施策】

① コア事業の拡大と新規事業の展開

お客様ニーズに沿ったサービスの提供や物流機器類の商品ラインナップの拡充を図るとともに、「フクLOW」付パレットの導入など新商品・サービスの拡販に取り組みます。また、アライアンスによる新規事業への進出も検討してまいります。

② 事業運営体制の強化

全国200カ所のデポの適正配置や、輸配送・回収業務の共同化、モーダルシフトの積極的展開などによる効率性向上を図ります。また、「フクLOW」システムの展開やR P Aの推進、受発注・回収システムの導入やD Xの推進にも取り組んでまいります。

③ E S G経営への取り組み

内部統制機能の強化とコンプライアンスの徹底に取り組むとともに、環境保全活動や社会貢献活動にも積極的に取り組んでまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年度 (第 48 期)	2020年度 (第 49 期)	2021年度 (第 50 期)	2022年度 (第 51 期)
売 上 高 (千円)	7,016,540	6,962,449	7,094,599	7,394,204
経 常 利 益 (千円)	667,849	740,660	647,998	1,117,212
当 期 純 利 益 (千円)	435,819	452,913	272,848	833,290
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	258円95銭	269円12銭	162円12銭	495円15銭
総 資 産 (千円)	10,338,983	10,235,588	10,361,739	12,102,170
純 資 産 (千円)	4,475,353	4,911,300	5,063,784	5,836,871

(注1) 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、2019年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(注2) 「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)の適用に伴い、「財産及び損益の状況」に記載されている2021年度及び2022年度の数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事 業	主 要 商 品 そ の 他
パレット及び 機器レンタル事業	11型・14型を中心とした木製又はプラスチック製のパレットレンタル及び ビジネスター・サポーター・ロールボックス・折りたたみコンテナ等の機 器レンタル
一貫パレチゼーション	一貫パレチゼーションの推進に関する事業
リース及び販売事業	輸送関連商品の割賦販売・商品販売・再製品販売及びリース
自動車運送事業	貨物利用運送事業

(7) 主要な営業所（支店）及び拠点（2023年3月31日現在）

名 称	所在地	名 称	所在地
本 社	大阪府大阪市	岡 山 支 店	岡山県岡山市
北 海 道 支 店	北海道札幌市	広 島 支 店	広島県広島市
東 北 支 店	宮城県仙台市	四 国 支 店	香川県高松市
新 潟 支 店	新潟県新潟市	福 岡 支 店	福岡県福岡市
北 関 東 支 店	栃木県宇都宮市	南 九 州 支 店	宮崎県延岡市
茨城サテライト	茨城県土浦市	仙台サービスセンター	宮城県黒川郡
埼 玉 支 店	埼玉県深谷市	古 河 デ ポ	茨城県古河市
関 東 支 店	東京都中央区	熊 谷 デ ポ	埼玉県深谷市
静 岡 支 店	静岡県静岡市	大 阪 東 部 デ ポ	大阪府守口市
中 部 支 店	愛知県名古屋市	泉 大 津 デ ポ	大阪府泉大津市
北 陸 支 店	石川県金沢市	新 加 古 川 デ ポ	兵庫県加古川市
関 西 支 店	大阪府大阪市	水島サービスセンター	岡山県倉敷市

(8) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
98名	4名増	53.8歳	6.1年

(注) 使用人数は就業員数で記載しており、使用人兼務役員3名及び受入出向社員35名が含まれております。

(9) 主要な借入先及び借入額（2023年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	990,000千円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	770,000千円
株 式 会 社 南 都 銀 行	550,160千円
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	355,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	265,000千円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	240,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	220,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	164,970千円

2. 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,700,000株 (自己株式17,105株を含む)
- (3) 株主数 812名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 貨 物 鉄 道 株 式 会 社	194,200株	11.54%
NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社	180,000株	10.70%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	84,000株	4.99%
株 式 会 社 S B I 証 券	62,500株	3.71%
株 式 会 社 南 都 銀 行	60,000株	3.57%
岡 三 証 券 株 式 会 社	44,600株	2.65%
泉 北 高 速 鉄 道 株 式 会 社	40,000株	2.38%
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・近畿日本鉄道株式会社退職給付信託口)	40,000株	2.38%
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	40,000株	2.38%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 4)	40,000株	2.38%

(注) 持株比率は自己株式 (17,105株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
植松 満	代表取締役社長	
土井 広治	代表取締役副社長 DX推進本部長 (業務部・IT推進部担当)	
杉山 準	常務取締役 営業推進本部長兼西日本ブロック統括	
牛島 浩彰	取締役 営業推進本部副本部長兼東日本ブロック統括 関東支店長	
山西 孝	取締役 経営推進本部長 (総務部・財務部担当) 兼経営企画部長	
中内 健司	取締役 中日本ブロック統括 中部支店長	
原田 和典	取締役 DX推進本部副本部長 (業務部・IT推進部担当)	
吉田 昌功	取締役	(注) 4参照
永田 浩一	取締役	(注) 4参照
佐々木 康真	取締役	(注) 4参照
吉田 豊	常勤監査役	(注) 4参照
澁澤 洋	監査役	(注) 4参照
増田 義明	監査役	(注) 4参照

- (注) 1. 取締役 吉田昌功氏、永田浩一氏及び佐々木康真氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 吉田 豊氏、澁澤 洋氏及び増田義明氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 吉田昌功氏、永田浩一氏及び監査役 吉田 豊氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況につきましては、後記「(4) 社外役員に関する事項」に記載のとおりであります。
5. 監査役 澁澤 洋氏及び増田義明氏は金融機関で要職を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約について
 当社は、社外取締役の吉田昌功氏、永田浩一氏及び佐々木康真氏並びに社外監査役の吉田 豊氏、澁澤 洋氏及び増田義明氏との間で、定款に基づき、賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額としております。

7. 当事業年度中における監査役の異動は、次のとおりであります。

新任（2022年6月24日付）

増田義明

退任（2022年6月24日付）

内藤 明

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用を補填するものであります。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意又は犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支給の対象外としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 （う ち 社 外 取 締 役）	10名 (3名)	78,189千円 (6,228千円)
監 （う ち 社 外 監 査 役）	4名 (4名)	12,792千円 (12,792千円)
合 （う ち 社 外 役 員）	14名 (7名)	90,981千円 (19,020千円)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2006年（平成18年）6月27日開催の第34回定時株主総会において、「取締役の報酬額を年額1億80百万円以内」、「監査役の報酬額を年額24百万円以内」として承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち、社外取締役は4名）、監査役の員数は3名であります。

当社の取締役報酬額の決定方針については、社内取締役についての報酬は、固定報酬及び業績等を踏まえた成果報酬としており、明確なインセンティブ付けによる制度は導入しておりません。今後、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの導入について、検討していきます。また、社外取締役の報酬については固定報酬のみとしています。当該決定方針は、取締役会で決定しております。

個人別の支給額については、取締役会の中で「株主総会で承認された役員報酬限度額の範囲内」において、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議により決定しております。また、取締役の個人別の支給額については、内容を決定するにあたり、事前に指名・報酬委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当該個人別の支給額の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外取締役（非常勤） 吉田 昌功 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

近鉄不動産株式会社 代表取締役会長

近鉄グループホールディングス株式会社 顧問

テレビ大阪株式会社 取締役

大阪商工会議所 副会頭

上記の会社と当社との間に開示すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に対して行った行為の概要

当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、出席した取締役会においては、独立社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

② 社外取締役（非常勤） 永田 浩一 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

全国通運株式会社 代表取締役社長

同社と当社との間に開示すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に対して行った行為の概要

当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、出席した取締役会においては、独立社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

③ 社外取締役（非常勤） 佐々木 康真 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

日本貨物鉄道株式会社 関西支社副支社長営業部長
同社と当社との間に開示すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に対して行った行為の概要

当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

④ 社外監査役（常勤） 吉田 豊 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、社外監査役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(ii) 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された監査役会11回全てに出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

⑤ 社外監査役（非常勤） 澁澤 洋 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

泉北高速鉄道株式会社 代表取締役常務
同社と当社との間に開示すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、社外監査役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(ii) 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された監査役会11回全てに出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

⑥ 社外監査役（非常勤） 増田 義明 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

2022年6月24日就任以降に開催された取締役会10回全てに出席し、社外監査役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(ii) 監査役会への出席状況及び発言状況

2022年6月24日就任以降に開催された監査役会9回全てに出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	2022年度 (第51期)
監査証明業務に基づく報酬 (注)	21,000千円
非監査業務に基づく報酬	— 千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

(注) 当社が仰星監査人と締結した監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、また、実質的に区分もできないためこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬額の同意

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画、報酬見積り、職務執行状況などを検討し、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定致します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。

監査役会が選定した監査役は、解任又は不再任決定後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任又は不再任した旨とその理由を説明致します。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制整備に関しまして、2006年5月26日開催の取締役会において内部統制システム基本方針の制定を決議しました。その後、2015年5月1日施行の改正会社法及び同施行規則に対応するため、同年6月25日の取締役会決議により基本方針の一部を改定しています。また、2023年2月24日開催の取締役会において、より法の主旨に則した内容とするため、内部統制システム基本方針を廃止し、内部統制システム基本規則を新たに制定しました。

現在の内部統制システム基本規則は以下のとおりであります。

当社は、内部統制システムに関する基本規則を以下のとおり定め、その方針に沿って内部統制システムを構築、運用しています。

【内部統制システムの整備に関する基本方針】

日本パレットプール株式会社における「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（いわゆる、内部統制システム）の整備」について、会社法第362条第4項第6号（業務の適正を確保するための体制の整備の決定）並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき、下記のとおり基本規則を定める。

I. 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

- (1) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款、「取締役会規則」の定めるところに従い、全体に影響を及ぼす重要事項を決定するとともに、業務執行を監督する。取締役の職務の執行に関する監督機能の維持・強化のために社外取締役を選任する。
- (2) 代表取締役をはじめ各取締役は、「取締役会規則」の定めるところに従い、職務の執行状況のほか重要な事項について、取締役会に報告する。
- (3) 監査役は、監査役の職務の執行が、法令及び定款等に基づき適正に行われているかについて、「監査役会規則」の定めるところに従い監査を行う。
- (4) 取締役及び従業員（以下、「役職員」という。）は、「企業理念」、法令、定款、その他の社内規則及び社会通念などを順守した行動をとるための規範としての「行動憲章」に沿って行動し、これに基づき業務執行する。
- (5) 役職員のコンプライアンスを徹底するため、「CSR規程」に定めるところにより「CSR委員会」を設置し、適法かつ公正な企業活動を支えるコンプライアンス体制を推進する。

- (6) 役職員の法令等の違反及び不正行為、その他の企業倫理に違反する行為を防止もしくは早期に発見して是正するため、「内部通報規程」を定める。
- (7) 内部監査部門は、役職員の職務の執行が、法令、定款等に基づき適正に行われているかについて、「内部監査規程」の定めるところに従い監査を行う。

II. 「反社会的勢力排除に向けた基本方針及び整備の状況」

- (1) 当社は、反社会的勢力や団体との一切の取引を許さない業務運営を図ることが、企業の社会的責務であることを十分に認識し、社会的正義を実践すべく、毅然とした態度で臨む。
- (2) 反社会的勢力とあらゆる関係を遮断する基本方針は、「行動憲章」、「C S R 規程」に明文化し、役職員がその基本方針を順守するよう教育体制を構築する。
- (3) リスク管理や法務等の対応部門（総務部）を設け、平素から、専門機関等からの情報収集を行うとともに、反社会的勢力を排除すべく、社内に向けて対応方法等の周知を図る。事案の発生時に備え、反社会的勢力への資金提供は絶対に行わない確固たる方針のもと、関係行政機関や顧問弁護士、その他外部の専門機関と密に連携し、速やかに対処できる体制を構築する。

III. 「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

取締役会議事録、経営会議議事録等の業務執行に関わる重要な書類及び取締役の職務の執行に係る文書、その他の情報（電磁的記録を含む。）については、「文書管理規程」の定めるところに従い、適正に保存及び廃棄等の管理を行うとともに、取締役、監査役は必要に際し、これらの書類を閲覧することができる。

IV. 「損失の危険の管理に関する規程、その他の体制」

- (1) 企業経営に重要な影響を及ぼすリスクの未然防止及び万一発生する非常事態への迅速かつ的確な対応を可能とするリスクマネジメント体制の確立のため、リスク統括部門（総務部）を定める。また、リスク発生の抑制及び発現時の被害最小化に向けた予防的活動をリスク管理、発現したリスクへの対処を危機管理と定義し、これらを統合的に管理する体制を整備する。

- (2) リスク管理については、当社を取り巻くリスクを認識し、その影響を事前に回避もしくは事後に最小化する対策を講じるために、「災害・危機管理規程」を定めるとともに「災害・危機管理委員会」を設置する。「災害・危機管理委員会」では、企業経営に重要な影響を及ぼすリスクを特定するとともに、各リスクにおける担当部門を定め、対策を検討し、リスク発現の予防に取り組む。リスク対策の状況について、担当部門から報告を受け確認するとともに、定期的に取り締役会へ報告する。
- (3) 危機管理については、損失のリスクが発現した場合に備え、非常事態への迅速かつ的確な対応を可能とする危機管理体制の確立のため、「災害・危機管理規程」を定めるとともに、「災害・危機管理委員会」を設置する。発現する危機の種類により、報告基準を定めるとともに、「災害対策」、「感染症対策」など、重要な危機ごとの会議体を設置し、平時においても有事発生時の事業継承に必要な対策を検討するとともに、発生時には速やかに対策本部を設立し、対応する。
- (4) 情報システムに関わるリスクについては、情報セキュリティ部門（IT推進部）を定めるとともに、「情報セキュリティ基本方針」に基づき、情報セキュリティリスクに対する対策を協議する。セキュリティインシデントが発現した場合は、「災害・危機管理委員会」と連携の上、その対応にあたる。
- (5) 内部監査部門は、経営上発生する損失の危険を防止するため、「内部監査規程」の定めるところに従い、リスク管理体制及び危機管理体制の対応状況について監査するとともに、指導、助言、勧告を行う。

V. 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- (1) 取締役会は、「取締役会規則」の定めるところに従い開催し、重要な業務執行について決議を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
- (2) 業務執行については、経営会議を設置し、経営における重要な事項を協議する。

VI. 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」

監査役の職務の補助に関する事項については、監査役の指示に従い、内部監査部門である監査部の「監査役スタッフ」が行う。

Ⅶ. 「前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項」

「監査役スタッフ」の人事については、監査役会の同意を得る。

Ⅷ. 「取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、並びに当該報告をした者が、当該報告を理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制」

- (1) 取締役等は、以下の事項について、直接又は管理業務を担当する部門（総務部）を通じて延滞なく監査役に報告する。
 - ① 経営上の重要な事項、内部監査の実施状況
 - ② 職務執行に関して重大な法令、定款違反もしくは不正行為の事実
 - ③ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- (2) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、又は発生するおそれがあるときは、監査役に報告するものとしている。監査役へ報告をした取締役及び使用人に対し、監査役へ報告したことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。

Ⅸ. 「監査役が実効的に行われることを確保するための体制」

- (1) 各監査役は、取締役会に出席するとともに、常勤監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議、その他会社の重要な会議に出席する。また、当該会議に出席しない場合には、監査役は、審議事項についての説明を受け、関係書類を閲覧する。
- (2) 監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- (3) 監査役は、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員に対し、その説明を求めるとともに意見を述べる。
- (4) 監査役は、監査部及び会計監査人との連携を図り、監査の有効性を向上させる。
- (5) 監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他外部の専門家を活用することができ、その費用は会社が負担する。

X. 「監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記に掲げた業務の適正を確保するための基本的な体制を整備済みではありますが、内部統制手続きに関しましては、組織や業務の変化、変更を評価して見直しを適時適切に行い、適正な運用を図っております。当事業年度における取り組みは以下のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催し毎回複数名の社外取締役、社外監査役が出席致しております。その他、監査役会は11回、経営会議は25回、内部統制システム推進委員会は5回、CSR委員会は2回それぞれ開催致しております。内部統制システム推進委員会においては、内部統制システムの整備状況を確認し、また、監査部を中心にその運用状況を点検し、その結果を取締役に報告しております。CSR委員会においては、全従業員（常勤役員含む）を対象に第6回コンプライアンス・アンケートを実施し、従業員のコンプライアンスに対する意識度合いを把握するとともに、社内に3つのワーキンググループを設け、環境経営、社会貢献、職場環境をテーマに活動し、CSR経営の実践に取り組みました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役社長及び他の取締役と意思疎通を図るほか、監査部、会計監査人との間で意見交換、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 監査部は、監査計画に基づき当社各部門、支店の業務監査、会計監査並びに内部統制監査を実施致しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流 動 資 産		1,979,860	流 動 負 債		3,767,254
現金及び預金		897,486	買掛金		801,123
受取手形		20,198	短期借入金		1,030,000
レンタル未収金		782,060	1年内返済予定の長期借入金		886,736
売掛金		78,389	未払金		620,530
貯蔵品		7,774	未払法人税等		243,733
前払費用		21,152	契約負債		142,093
未収入金		46,615	預り金		1,429
その他の金		128,906	賞与引当金		41,607
貸倒引当金		△2,722	固 定 負 債		2,498,044
固 定 資 産		10,122,309	長期借入金		1,638,394
有 形 固 定 資 産		9,551,762	長期未払金		783,756
貸与資産		8,813,766	退職給付引当金		18,342
社用資産		737,995	資産除去債務		57,551
建築物		114,597			
構築物		8,811			
機械及び装置		59,809			
車両及び運搬具		969			
工具器具及び備品		27,312			
土地		303,805			
建設仮勘定		222,690			
無 形 固 定 資 産		168,776	負 債 合 計		6,265,299
ソフトウェア		165,046	純 資 産 の 部		
その他の		3,729	株 主 資 本		5,774,135
投資その他の資産		401,771	資本剰余金		767,955
投資有価証券		192,855	資本剰余金		486,455
長期前払費用		28,326	資本準備金		486,455
繰延税金資産		105,167	利 益 剰 余 金		4,537,640
差入保証金		75,421	利益準備金		96,342
			その他利益剰余金		4,441,298
			別途積立金		1,499,500
			繰越利益剰余金		2,941,798
			自 己 株 式		△17,915
			評価・換算差額等		62,735
			その他有価証券評価差額金		62,735
資 産 合 計		12,102,170	純 資 産 合 計		5,836,871
			負 債 ・ 純 資 産 合 計		12,102,170

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		7,394,204
売上原価		5,325,406
売上総利益		2,068,798
販売費及び一般管理費		1,084,685
営業利益		984,113
営業外収益		
受取利息・配当金	7,513	
紛失補償金	120,638	
廃棄物処分収入	34,275	
その他の	580	
営業外費用		163,008
支払利息	29,908	29,908
経常利益		1,117,212
特別利益		
固定資産売却益	18,811	18,811
特別損失		
固定資産売却損	6,389	6,389
税引前当期純利益		1,129,633
法人税、住民税及び事業税	318,126	
法人税等調整額	△21,782	296,343
当期純利益		833,290

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 金	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 剰 余 金 計		
				資 準 備 金	利 準 備 金	別 途 積 立 金			
当 期 首 残 高	767,955	486,455	96,342	1,499,500	2,175,826	3,675,326	3,771,669	△17,822	5,008,256
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△67,318	△67,318	△67,318		△67,318
当期純利益					833,290	833,290	833,290		833,290
自己株式の取得								△92	△92
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計					765,971	765,971	765,971	△92	765,879
当 期 末 残 高	767,955	486,455	96,342	1,499,500	2,941,798	4,441,298	4,537,640	△17,915	5,774,135

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	55,527	55,527	5,063,784
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△67,318
当期純利益			833,290
自己株式の取得			△92
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額 (純額)	7,207	7,207	7,207
事業年度中の変動額合計	7,207	7,207	773,087
当 期 末 残 高	62,735	62,735	5,836,871

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない……………

株式等以外のもの

の

市場価格のない……………

株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

貸与資産……………

賃貸用器具については、過去の実績に基づく見積耐用年数（5年から8年）による定額法

なお、賃貸用器具の償却対象額は、購入年度別に先入先出法により集計しております。

社用資産……………

建物並びに2016年4月1日以降に取得した構築物については、定額法

その他については、定率法

(2) 無形固定資産……………

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 長期前払費用……………

定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金…………… 期末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金…………… 従業員の賞与支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に自己都合期末要支給額から中小企業退職金共済制度及び特定退職金共済制度より支給される額を控除した額を退職給付引当金とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) レンタル料

パレット等のレンタルサービスの提供については、レンタル契約期間を履行義務の充足期間として、契約期間にわたり時の経過につれて履行義務が充足されるものであることから、当該履行義務が充足される契約期間にわたり収益を計上しております。

(2) プール料金

「パレットプールシステム」（同一のパレットを多くの顧客に共同・循環利用していただくことによって物流の効率化を図るシステム）の利用対価であり、個々のパレットの貸出完了状況に応じて収益を認識しております。

(3) ワンタイムチャージ

定額請求方式のレンタルサービスであり、想定するレンタル期間にわたり収益を計上しております。

(4) 割賦販売

商品の引渡時に当該割賦販売に係る全ての収益及び利益を計上しております。

(5) 商品販売・再製品販売

売買契約に基づく商品販売等については、当該商品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該財に対する支配を獲得し、当社の履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

(6) 利用運送収入・付帯事業収入

顧客からの依頼によるレンタルパレット等の配送や顧客が所有するパレットの洗浄サービス等については、そのサービスの提供が完了した時点で当社の履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法……………

- ① ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている
ので、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金
- ③ ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取
引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っ
ております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの想定元本、利息の受払条件（利子率、利息
の受払日等）及び契約期間がほぼヘッジ対象と同一であり、
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効
性評価を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

貸与資産の回収不能見込額に係る損失

当社はパレットのプール運営企業であり、8,813,766千円の貸与資産を保有しておりますが、主力事業である一貫パレチゼーションによるレンタル事業においては、顧客貨物の流過程での貸与資産の所在を完全には把握できず、全量の回収は困難であることから、事業上のリスクとして貸与資産の回収不能リスクがあります。

当社では、貸与資産管理に係る情報システムの整備、残高調査を通じて、貸与資産状況の継続的な実態把握を行うとともに、過年度の流通実績や回収実績を収集しております。当該残高調査結果及びパレットの種類ごとの流通実績・回収実績に基づき、将来の回収不能見込額を23,004千円と算定し、貸与資産の帳簿価額から減額するとともに、賃貸原価として処理しております。

なお、過年度の回収実績等に基づき信頼性をもって回収不能額を見積もっておりますが、過年度の回収状況等から傾向が大きく変化する場合には、翌期の損益に影響します。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

貸与資産の耐用年数の変更

当社が保有する貸与資産のうち、木製パレットの耐用年数は、当社が独自に当該資産の経済的耐用年数を見積もって決定しております。木製パレットについては、従来耐用年数を5年として減価償却を行ってまいりましたが、過年度における木製パレットの修理基準の改定や未回収パレットの回収督促を強化したこと等により、木製パレットの使用期間が従来よりも延びていることが判明し、2022年度を初年度とする中期経営計画の策定を契機に改めて木製パレットの耐用年数を見積もった結果、6年間使用可能であることが明らかになったため、当事業年度の期首より耐用年数を6年に変更しております。

この結果、従来の耐用年数によった場合に比べて、当事業年度の減価償却費は372,488千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額増加しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、感染収束による経済活動の回復が見通せない状況であります。当社の事業上は、物流の2024年問題を目前に控え、パレットによる輸送への関心が大いに高まっていることを受けて、パレットレンタルは増収基調で推移するものと見込んでおります。以上の見通しに基づき、収益全体としての影響は限定的であるとの仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の事業への影響が上記の仮定より長期化・深刻化した場合には、翌事業年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

貸与資産 1,158,657千円

上記に対応する債務

未払金 387,032千円

長期未払金 736,511千円

計 1,123,544千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

12,583,896千円

(うち貸与資産 11,927,813千円)

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式	普通株式	1,700,000株	—	—	1,700,000株
自己株式	普通株式	17,040株	65株	—	17,105株

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

2022年6月24日開催の第50回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 67,318千円
- ・1株当たり配当額 40円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月27日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2023年6月23日開催の第51回定時株主総会において次のとおり付議致します。

- ・配当金の総額 67,315千円
- ・配当金の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 40円
- ・基準日 2023年3月31日
- ・効力発生日 2023年6月26日

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	12,723 千円
貸与資産	7,034 千円
退職給付引当金	5,609 千円
投資有価証券評価損	11,447 千円
資産除去債務	17,599 千円
減損損失	52,441 千円
減価償却費	6,420 千円
その他	29,285 千円
繰延税金資産小計	<u>142,561 千円</u>
評価性引当額	<u>△13,036 千円</u>
繰延税金資産合計	<u>129,525 千円</u>
繰延税金負債	
有形固定資産（除去費用資産）	△5,414 千円
その他有価証券評価差額金	<u>△18,943 千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△24,358 千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>105,167 千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因

法定実効税率	30.6 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 %
住民税均等割	1.7 %
評価性引当額の増減	△6.3 %
その他	<u>△0.0 %</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.2 %</u>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、銀行等金融機関からの借入やセールアンド割賦バック取引により資金を調達しております。

営業債権である受取手形、レンタル未収金、売掛金、未収入金に係る顧客の信用リスクは、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減に努めることによりリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金、割賦契約に基づく長期未払金は主に設備投資に係る資金調達であります。長期借入金の一部については、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であり、社内規程に沿った稟議決裁に基づき、実需の範囲で行うこととしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針に係る事項に関する注記「5. ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形」、「レンタル未収金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差 額
(1) 投資有価証券	192,855	192,855	—
資産計	192,855	192,855	—
(2) 長期借入金 (※1)	2,525,130	2,521,103	△4,027
(3) 長期未払金 (割賦) (※2)	1,123,544	1,100,564	△22,979
負債計	3,648,674	3,621,667	△27,006
(4) デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※2) 1年以内に期限が到来する長期未払金 (割賦) を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	192,855	—	—	192,855
資産計	192,855	—	—	192,855

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,521,103	—	2,521,103
長期未払金	—	1,100,564	—	1,100,564
負債計	—	3,621,667	—	3,621,667

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金並びに長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引前現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

種類別	一時点で 移転される財	一定の期間にわた り移転される財	合計
顧客との契約から生じる収益	499,157	1,022,831	1,521,989
プール料	—	780,106	780,106
ワンタイムチャージ	—	242,725	242,725
割賦販売	630	—	630
商品販売	173,343	—	173,343
再製品販売	125,452	—	125,452
利用運送収入	173,036	—	173,036
付帯事業収入	26,694	—	26,694
その他の収益	—	5,872,215	5,872,215
レンタル料 (注)	—	5,872,215	5,872,215
合計	499,157	6,895,046	7,394,204

(注) 「その他の収益のレンタル料」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

法人主要株主

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
法人主要株主の子会社	日本通運株式会社	東京都千代田区	70,175,276	貨物自動車 運送事業	—	当社のパレット等のレンタルを行っており、当社パレット等の運送・保管・修理等を行っています。	当社パレット等のレンタル	632,237	レンタル金 未収金	101,207
							当社パレット等の販売	38,034	売掛金	16,604
							当社パレット等の運送	197,631	買掛金	39,507
							当社パレット等の修理	7,947	買掛金	1,360
							当社パレット等の保管	67,344	買掛金	12,415
							当社レンタルパレット紛失に係る紛失補償金の受取	13,120	未収入金	3,154
						出向者の受入	出向社員給与の支払	183,334	—	—
						出向社員退職金負担	12,968	長期未払金	11,245	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、他の一般取引先と同様であります。

紛失補償金については、他の一般取引先と同様に、その都度価格交渉の上、決定しております。

出向社員に対する給与の支払額は、出向元法人の給与相当額をもとに決定しております。

出向社員に対する退職金の負担額は、出向元法人の基準をもとに決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 3,468円35銭
- 1株当たり当期純利益 495円15銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

日本パレットプール株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 洪 誠 悟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 稲 積 博 則
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本パレットプール株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

（会計上の見積りの変更に関する注記）に記載のとおり、会社は、当事業年度より有形固定資産の貸与資産のうち木製パレットの耐用年数を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、重点監査項目を設定し、原則として毎月（年11回）開催の監査役会において各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会で定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要支店において業務及び財産の状況を調査致しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、時には会計監査人の監査に同席し、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年（2005年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

日本パレットプール株式会社 監査役会

常勤監査役 吉田 豊 ㊟

監査役 澁澤 洋 ㊟

監査役 増田 義明 ㊟

(注) 常勤監査役吉田 豊、監査役澁澤 洋並びに監査役増田義明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

以上

